

# 旅 費 規 程

## 第1条〔目的〕

本規程は、Bリーグ規約第74条に基づき、選手、チームスタッフおよび審判員等の交通費・宿泊費について定める。

## 第2条〔公式試合の交通費・宿泊費〕

- (1) 公式試合におけるB1リーグに所属するチームの遠征に要する交通費・宿泊費は、次の基準により算出する。
  - ① 人員数は18名（役員およびチームスタッフ6名、選手12名）を上限とする
  - ② 交通費は、新幹線普通車による往復を原則とする  
ただし、
    - イ. 在来線による場合は普通車の特急または寝台とする
    - ロ. 本拠地（ホームタウンである市区町村を意味する。但し、複数の自治体がホームタウンである場合は、支援の中核をなし取りまとめ役となる自治体を意味する。以下同じ）の本庁舎から試合会場までの直線距離が500km以上の場合、航空機の利用を認める
    - ハ. 単日開催の試合日および連日開催の2試合目の試合日の当日に本拠地に帰着できない場合、航空機の利用を認める
  - ③ 宿泊費は、試合前の1泊分として1名につき金15,000円(税込)以下とする  
ただし、
    - イ. 本拠地の本庁舎から試合会場までの直線距離が100km未満のときを除く
    - ロ. 単日開催の試合日および連日開催の2試合目の試合日の当日に本拠地に帰着できない場合、試合後の1泊分の宿泊を認める
- (2) 公式試合におけるB2リーグに所属するチームの遠征に要する交通費・宿泊費は、次の基準により算出する。
  - ① 人員数は18名（役員およびチームスタッフ6名、選手12名）を上限とする
  - ② 交通費は、新幹線普通車による往復を原則とする  
ただし、
    - イ. 在来線による場合は普通車の特急またはB寝台とする
    - ロ. 本拠地の本庁舎から試合会場までの直線距離が500km以上の場合、航空機の利用を認める
    - ハ. 単日開催の試合日および連日開催の2試合目の試合日の当日に本拠地に帰着できない場合、航空機の利用を認める
  - ③ 宿泊費は、試合前の1泊分として1名につき金12,000円(税込)以下とする  
ただし、

イ. 本拠地の本庁舎から試合会場までの直線距離が100km未満のときを除く  
ロ. 単日開催の試合日および連日開催の2試合目の試合日の当日に本拠地に帰着できない場合、試合後の一泊分の宿泊を認める

(3) 前2項の交通費・宿泊費の負担は、次の各号のとおりとする。

① Bリーグ規約第48条第2項にて定められた日にホームクラブの活動区域内で試合が開催される場合は、その全額を、遠征を行ったチームを保有するBクラブが負担する

② ホームクラブの責に帰すべき事由により、前号以外の場所で試合が開催される場合であり、かつ、そのことにより、ホームクラブのホームアリーナで試合が開催される場合と比べて、交通費の実費額が増加した場合は、その増加分をホームクラブが負担する。

③ 前2号のいずれの事由にもよらない場合は、理事会にてその負担先を決定する。ただし、規約第48条第3項に該当する場合は、同項の定めに従う。

(4) 前項の規定にかかわらず、第1項から第3項に基づき計算した各チームの交通費・宿泊費の総額に著しい差異が生じた場合、Bリーグは理事会の定める方法により、その差額の全部または一部を補填する。

### 第3条【審判員およびゲームディレクターの交通費・宿泊費】

(1) 公式試合（ただし、B2リーグ戦およびB2プレーオフを除く）の審判員およびゲームディレクターの交通費・宿泊費は、次の基準によりBリーグが支給する。

① 宿泊費は、試合前の1泊分として金15,000円(税込)以下とする

ただし、自宅の最寄り駅から試合会場までの直線距離が200km未満のときを除く。また、特別の事情があるときは後泊も認める

② 交通費は、次の基準により支給する

イ. 往復2,000円(税込)を超えない場合、一律金2,000円(税込)とする

ロ. 往復2,000円(税込)を超える場合は、実費精算とする

ただし、上記基準は、以下の交通手段の利用を前提とする

自宅の最寄り駅から試合会場までの直線距離が100km未満のときは、在来線の普通車の利用を原則とし、直線距離が100km以上のときは、これに加え、在来線特急列車の普通車および寝台列車のB寝台ならびに新幹線の普通車指定席の利用を認める。また、自宅の最寄り駅から試合会場までの直線距離が500km以上の場合、航空機の利用を認める。なお、タクシーの利用については原則として認めないが、不可避の場合はこの限りではない。

(2) B2リーグ戦およびB2プレーオフの審判員およびゲームディレクターの交通費・宿泊費は、次の基準によりBリーグが支給する。

① 宿泊費は、試合前の1泊分として金12,000円(税込)以下とする

ただし、自宅の最寄り駅から試合会場までの直線距離が200km未満のときを除く。また、特別の事情があるときは後泊も認める

② 交通費は、次の基準により支給する

イ. 往復2,000円(税込)を超えない場合、一律金2,000円(税込)とする

ロ. 往復2,000円(税込)を超える場合は、実費精算とする

ただし、上記基準は、以下の交通手段の利用を前提とする

自宅の最寄り駅から試合会場までの直線距離が100km未満のときは、在来線の普通車の利用を原則とし、直線距離が100km以上のときは、これに加え、在来線特急列車の普通車および寝台列車のB寝台ならびに新幹線の普通車指定席の利用を認める。また、自宅の最寄り駅から試合会場までの直線距離が500km以上の場合、航空機の利用を認める。なお、タクシーの利用については原則として認められないが、不可避の場合はこの限りではない

(3) Bリーグ規約第4章第4節における非公式有料試合の審判員の交通費・宿泊費は、前2項に定める基準により、主管者が支給する。

#### 第4条〔ヘッドコーチ・コーチ等の行事参加〕

((1) B1クラブのヘッドコーチおよびアシスタントコーチ等が、Bリーグの指示に基づき行事に参加する場合の交通費・宿泊費は、次の基準によりBリーグが支給する。

① 交通費は、新幹線普通車による往復を原則とする。ただし、在来線による場合は普通車の特急または寝台とする。なお、本拠地の本庁舎からの直線距離が500km以上の場合、航空機の利用を認める。

② 宿泊費は、1泊につき金15,000円(税込)以下とする

(2) B2クラブのヘッドコーチおよびアシスタントコーチ等が、Bリーグの指示に基づき行事に参加する場合の交通費・宿泊費は、次の基準によりBリーグが支給する。

① 交通費は、新幹線普通車による往復を原則とする。ただし、在来線による場合は普通車の特急または寝台とする。なお、本拠地の本庁舎からの直線距離が500km以上の場合、航空機の利用を認めることがある。

② 宿泊費は、1泊につき金12,000円(税込)以下とする

#### 第5条〔選手の行事参加〕

選手が、Bリーグの指示に基づき行事に参加する場合の交通費・宿泊費については、第2条第1項または第2項に定める基準により、Bリーグが支給する。

#### 第6条〔団体割引等の適用〕

第2条から前条までを適用するにあたって、交通費について団体割引及び往復

割引の適用が可能である場合には、それらを適用して交通費を算出するものとする。

#### **第7条【協会の規程の準用】**

本規程に定めのない事項については、協会の「旅費規程」を準用する。

#### **第8条【改正】**

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

#### **第9条【施行】**

本規程は、2015年12月2日から施行する。

#### **【改定】**

2016年7月13日

2017年7月12日

2019年7月9日